

内職を希望される方へ

うま過ぎる話にご用心！ 「インチキ内職」に気をつけましょう



「簡単な作業で高収入」「新しい現金収入の道」「副業にピッタリ」——このような内職者を募る広告宣伝が数多くみられますが、なかには、条件の違いなどから思わぬ被害にあうようなケースが少なくありません。

このリーフレットを参考にして、いわゆる「インチキ内職」の被害にあうことのないよう十分に注意しましょう。

厚生労働省
都道府県労働局 労働基準監督署

◆いわゆる「インチキ内職」について

家計の足しに仕事を始めようとする家庭の主婦等が、「自宅で誰にでも簡単にできて高収入の仕事がある」という新聞の折込みや電柱の貼紙などの広告に誘われて申し込んでみたところ、さまざまな名目で高い費用を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違っていったという被害にあうことがあります。

また、最近、パソコン、ワープロ等の情報通信機器の普及やインターネット等の情報通信環境の整備等に伴い、自宅等でこれらを使い、文章入力、テープ起こし、データ入力などを行う人が増えてきていますが、その一方でトラブルの発生も少なくない状況になってきています。

事例

例えば、次のような例があります。

① 講習料詐欺型

内職講習会と称して多額の受講料等を取るが、出来た製品については種々の条件をつけて買ったいたり、買い上げを拒否したりする。

「講習を受ければ、初心者でも簡単にでき、1日5,000円の収入になります。製品は全部買い上げます。」と電話で説明され、4万円の講習料を払い、アクセサリー加工の講習を受けたが、説明とは異なり、この仕事はかなりの技術を要し、できた製品には何かとけちをつけて買い上げてくれない。

広告で、「パソコンの経験がなくても講習を受ければ大丈夫、試験に合格するまでサポートします。その後は仕事をあっせんします。」との掲載内容をみて、講習料を払い、試験を受けて合格したが、その後あっせんは全くしてくれない。

② 機器売りつけ型

相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけるが、曖昧な工賃の取り決めで、実際はそのとおりの収入が得られない。

「専用の織機を使って縫製の仕事をすれば、月に10万円の収入になる。」と勧誘され、仕事に必要だということで高い機械を購入したが、仕事をほとんど回してもらえず思うような収入が得られない。そのうち、業者が行方不明になってしまい、連絡が取れなくなってしまった。

電話で、「在宅でホームページ作成の仕事をしませんか。あなた次第で月20万円の収入も可能です。」と勧誘され承諾したところ、後日パソコンの購入契約が送られてきた。家にあるパソコンではダメと言われ、やむなく50万円以上する高額のパソコンを買ったが、思うような収入が得られず、解約を申し出たが応じてもらえない。

③ 契約料詐欺型

解約時に返還するとして徴収した契約料等を返還しないもの。

「お家で空いた時間にパソコンを使ってデータ入力の仕事しませんか。登録料を払って会員になれば仕事をご紹介します。」という折込広告をみて、登録料3万円を払ったが、仕事は全く紹介してもらえず、返還を要求しようとしたが、そのうちあなたに適した仕事を紹介するからと、取り合ってくれない。

新聞の折込みで、「高収入の宛名書き」の募集広告をみて応募したところ、後日返還するとの約束で保証金等の名目で金銭を徴収されたが、仕事を辞める際、これらの金額の返還を要求しても全く返還されなかったり、支払った直後に業者が行方不明で連絡が取れなくなってしまい、お金は返ってこなかった。

④ 説明虚偽型

「自宅で安定収入が得られます。」という広告の受注代理店の仕事の折り込みを見て説明会に行き、その際相手事業者と代理店契約を結んだが、実際には自分で仕事を開拓しなければならず、それに係る費用は全て自分持ちで、報酬も歩合制で支給される。

など、さまざまな形で行われ、年々巧妙になっています。

◆いわゆる「インチキ内職」にひっかからないために

厚生労働省では、このようないわゆる「インチキ内職」について、その実態から家内労働法の適用がある場合には、同法に定められた事項が守られているか監督指導を行い、違反があれば是正を促すことにしています。

また、いわゆる「インチキ内職」は、主として誇大広告に問題がある場合が多いので、内職希望者が惑わされないよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、あるいは関係機関と連絡を取り合うなどにより、被害の未然の防止に努めています。

しかし、このようないわゆる「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通ありません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

① 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。

簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断してみた上で、結論を出すこと。

② 収入等その他の委託条件や契約条件を十分に確認し、内容は契約書等の書面できちんともらうこと。

③ 信用できる業者かどうか十分検討すること。

例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払を急がせる業者、納得できる説明をしない業者などは特に注意が必要です。

・家内労働法に関するお問い合わせは、

各都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

※「おかしいな？」と感じたら、又は実際に被害にあった場合は・・・

国民生活センター 又は 各都道府県の 消費生活センター へ
お問い合わせ下さい。